

令和3年9月第142回定例農業委員会総会議事録

令和3年9月10日(金)  
JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第555号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第556号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第344号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第345号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第346号 その他の専決報告について

開会 午前9時30分

事務局長

委員の皆様おはようございます。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和3年9月第142回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしく申し上げます。

議長

皆さん、おはようございます。秋の農繁期でお忙しい中、農業委員会定例総会にご出席いただきましてありがとうございます。本日は農繁期ということで午前中の会議ということでよろしく申し上げます。8月のお盆前後からの長雨の影響で、特に早生品種の標準も少し遅れたという状況もありました。また雨の合間の刈り取りとなり、みずかがみやコシヒカリの刈り取りには大変ご苦労をいただいたかと思えます。また、秋の取入れの時期ではございますが米の概算値が値下がっているという状況でもありません。コメ離れについては、ご承知のとおり食生活の変化によるコメ離れ、また、少子高齢化による人口の減少、そこに輪をかけたようにコロナの影響によりコメの消費が非常に大きく減退しております。グリーン近江でも、1俵あたり2,000円の値下げをされると聞いております。とりわけコシヒカリ、みずかがみでは2,000円、日本晴に関しては3,000円の引き下げをされます。単純計算しますと、100俵出荷したら20万円の減少ということで、大規模農家になればなるほど痛手が大きいのかなと考えます。コロナの緊急事態宣言も今月いっぱいまで引き延ばされました。近江八幡市でも毎日のように感染者が出ております。コロナ対策に合わせて農作業事故のないように十分お気を付けいただきながら作業を進めて頂ければと思います。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思えます。

本日の現在出席委員20名、欠席の届出1名（5番、●●委員）、遅参の届出1名（20番、●●委員）のとおり会議規則第4条第2項による欠席・遅参の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、9月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和3年9月第142回定例総会を、ただ今から開催します。

議 長 先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、  
20番 ●●●●委員  
21番 ●●●●委員  
のご兩名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長 次に、日程第2 議案の上程に入ります。  
議第555号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第555号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年9月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、東川町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積329㎡、世帯の経営面積、渡人87アール、受人2,946.3アールで今回の交換で2,940アールとなります。渡人につきましては、東川町●●番地、●●●●、受人につきましては、東川町●●番地、●●●●、理事、●●●●、契約内容は交換、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、事務所の隣地であり耕作便利でございます。

番号2、土地の所在地、東川町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積955㎡、世帯の経営面積、渡人2,946.3アール、受人につきましては、87アールで今回の交換で93.2アールとなります。渡人につきましては、東川町●●番地、●●、理事、●●●●、受人につきましては、東川町●●番地、●●●●、契約内容は交換、譲渡理由につきましては、代替地の提供のため、譲受理由につきましては、代替地の取得のためでございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長                    ありがとうございます。  
                          議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加  
                          及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員                    (特になしの声)

議 長                    特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。  
                          質問や意見はございませんか。

委 員                    (特になしの声)

議 長                    質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
                          議第 555 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をす  
                          ることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員                    (異議なしの声)

議 長                    ご異議なしと認めます。  
                          よって、議第 555 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、  
                          許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長                    それでは次に、議第 556 号、農地法第5条第1項の規定による申請  
                          に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を  
                          求めます。

事務局                    議第556号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をす  
                          ることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。  
                          農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求め  
                          る。令和3年9月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。  
                          番号1、土地の所在地、西庄町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出  
                          面積112㎡、同じく西庄町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出  
                          面積99㎡、2筆合わせて211㎡でございます。渡人につきましては、鷹飼  
                          町●●番地、●●号、●●●●、受人につきましては、南本郷町●丁目●  
                          ●番地●、●●●●、●●●●、申請地は、西庄町の集落内の農地で、上  
                          下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「金田東保育

園」・「●●●●クリニック」の公共施設等が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、一般住宅で、現在、南本郷町で妻の両親と同居されていますが、敷地が狭く増築もできないために新たに自己住宅を建築するため申請されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、野田町●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、届出面積2,429㎡の内52.55㎡、貸人につきましては、野田町●●番地、●●●●、借人につきましては、金剛寺町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、野田町地先の農地で、農用区域内農地いわゆる青地にあります。契約内容は、使用貸借です。転用目的は、露天駐車場として一時転用されるものです。申請地北側にある住宅の内覧見学会の来場者駐車場として利用される予定です。一時転用期間につきましては、許可後1年6カ月です。農用区域内農地ではありますが、一時的な利用に供する場合は、例外的に許可をすることができます。ただし、一時転用であるものの、優良農地であることから、白地での代替地の検討及び当該地でしかできない理由を精査するよう指示をいたしました。結果、見学会場周辺で探されましたが、貸借できる物件は無く、申請者の事務所駐車場は、社用車及び従業員の駐車場として利用しており、駐車できたとしても、見学会場までの県道は交通量が多く、安全性確保の観点からも、内覧物件に隣接した場所が敵地であるため、当該地を選定されました。

事務局としては、検討された中で、条件の整った申請地であることから、やむを得ず許可できるものと判断をいたしました

番号3、土地の所在地、若宮町●●番、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積333㎡、同じく若宮町●●番、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積125㎡、2筆合わせて458㎡でございます。渡人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●、受人につきましては、西本郷町西●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、貸露天駐車場で、申請地南側にあります「●●●●クリニック」の従業員の駐車場として使用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、西生来町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積112㎡、渡人につきましては、西生来町●●番地●、●●●●、受人につきましては、北津田町●●番地●、●●●●、申請地は、西生来町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振

白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、住宅敷地です。申請人は、申請地北側の宅地を購入しており、申請地に物置等を置き一体利用される予定であります。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

議第 556 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 13番、●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、8月31日に、

議第 556 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、14番●●●●委員と、15番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

番号1の案件です。

申請地は、西庄町の集落内の農地で、転用目的は、一般住宅です。隣接に農地がないことから、問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、野田町地先の農地で、転用目的は露天駐車場の一時転用です。転用箇所については、青地農地であるため、代替地の検討を指示したところですが、検討の結果は、先ほど事務局から説明がありましたとおり、やむを得ないと考えます。また、原状回復については、保護シートを敷き、その上に盛土をされると聞き取りました。必ず原状回復するよう指導したところですが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、若宮町の集落内の農地で、転用目的は、貸露天駐車場です。隣接に農地がないことから、問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4の案件です。

申請地は、西生来町の集落内の農地で、転用目的は、住宅敷地です。現況、隣接農地との高さは同じであり、境界にブロック塀により、土砂等の流出を防ぐ対策をされますことから、周辺農地への影響はないと考えます。

立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第5条許可申請 4件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 556 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

議第 556 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

それでは、次に報告第 344 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 345 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 346 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第344号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年9月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町下豊浦●●一●、畑、76㎡、同じく安土町下豊浦●●一●、畑、85㎡、同じく安土町下豊浦●●一●、畑、201㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年8月10日、407番、届出人につきましては、安土町下豊浦●●一●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場でございます。

続きまして、報告第345号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定に

より、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年9月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町下豊浦●●一●、畑、13㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年8月5日、512番、渡人につきましては、安土町常楽寺●●、●●●●、受人につきましては、安土町下豊浦●●一●、●●●●、理由としましては、露天駐車場、区分につきましては、売買でございます。

番号2、土地の表示、安土町下豊浦●●一●、畑、98㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●、●●●●、同じく安土町下豊浦●●一●、畑、49㎡、同じく安土町下豊浦●●一●、畑、9.92㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●一●、●●●●、3筆の受人につきましては、安土町下豊浦●●一●、●●●●、届出受理日及び受理番号、令和3年8月5日、513番、理由としましては、貸店舗、区分につきましては、売買でございます。

番号3、土地の表示、出町●●、田、123㎡、同じく出町●●、田、113㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年8月10日、514番、渡人につきましては、出町●●、●●●●、受人につきましては、中小森町●●一●、●●●●、理由としましては、一般住宅、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第346号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。

令和3年9月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、賃貸借契約解除が4件、使用貸借契約解除が2件、合計6件でございます。

2、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、7月審査会、15日審査です。

新規につきましては、1件、6月に新規就農でキクラゲ栽培をされるということで3条申請をされました●●●●でございます。更新につきましては、7件ございました。以上報告とさせていただきます。

議長

ただ今の、報告第344号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第345号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第346号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。



委 員

(特になしの声)

議 長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

以上で本日の総会日程は終了しました。  
これをもちまして第 142 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午前10時00分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員